

|             |                                 |
|-------------|---------------------------------|
| 氏 名         | チャヘウォン<br>車 恵 媛                 |
| 学位(専攻分野)    | 博 士 (文 学)                       |
| 学 位 記 番 号   | 文 博 第 78 号                      |
| 学位授与の日付     | 平 成 9 年 3 月 24 日                |
| 学位授与の要件     | 学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当         |
| 研 究 科 ・ 専 攻 | 文 学 研 究 科 東 洋 史 学 専 攻           |
| 学 位 論 文 題 目 | 明清代, 人事考課政策研究<br>——制度, 理念, 現実—— |

|        |                    |             |           |
|--------|--------------------|-------------|-----------|
| 論文調査委員 | (主 査)<br>教 授 夫 馬 進 | 教 授 永 田 英 正 | 教 授 礪 波 護 |
|--------|--------------------|-------------|-----------|

### 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は中国明清時代の人事考課政策につき、これを制度・理念・現実および変遷に焦点をあて、論じたものである。緒論と結論のほか、4章からなる。

まず「緒論」では、本論文のねらいを述べる。官僚の勤務状況を判定した人事異動をはかる考課制と、彼らを官僚として登用することを目的とする銓選制、および官僚の不正や怠慢を摘発することを目的とする監察制とは、中国では古来、密接不可分の関係にあった。本論文ではこのうち考課制度と監察制度との関係について、官僚として最も数が多い州県官の場合に即して考察し、その明代から清代への変化に着目することによって、中国官僚制度史における明清代の位置を明らかにしたいと述べる。

第1章「明代における考課制度の変化——考察と考満の関係を中心に——」では、「考察」という官僚の不正や腐敗を摘発することを通じて彼らを降級ないしは退職させる制度と、「考満」という年功序列による人事考課制度との関係およびその変化を述べる。明代では官僚に最低三年の任期を与える考満制によって人事異動がなされたが、考察制をも人事運営のために導入せざるをえなかった。それは明代では学校が官僚登用の手段として用いられるようになり、広範な官僚予備軍が形成されるようになったからである。つまり、考満制のみではポストの不足を解消することができず、人事の流動化をはかるためにどうしても現職官僚を降職あるいは退職させる必要があった、と論者は述べる。考察制はたしかに既存官僚の異動をうながし、官僚志望者の願望をかなえたが、一方これによって落ち着いた任務の遂行がさまたげられるようになった。そこで明代の中頃から、考満制こそが地方官の善政の基本条件であるとの議論がなされるにいたり、また一つの職に長く留まらせることによって、はじめて官僚の職務に対する責任の所在を明確にさせることができる、との議論も生まれた。前者は顧炎武に代表される明末清初の地方自治論へ、後者は明末の宰相張居正の行政改革論へと結びつく、と述べる。

第2章「明末、地方官の人事異動と地方輿論」では、最終的にはすべて中央で決定される州県官の人事異動に対して、地方での輿論がどのような影響をあたえたのか、また地方官は輿論を味方につけるために

地方社会に対してどのような働きかけをしたのかを問題とする。明代では監察制と考課制が接近し、しかも監察制については地方社会の輿論をも官僚の勤務評価に大きく取り入れるようになった。このため、郷紳・士民・寓訪（探偵業者）など社会の様々な勢力が勤務評価に介入した。地方社会はこのような監察制度をテコにして、地方社会そのものの発言力を伸長させた。そこでは、地方官僚の離職にあたって、これこそ彼に対する当地方の輿論であると名のる贈序文が、数多く作られた。この種の贈序文には地方としての自己主張が現れており、不利な勤務評定を受けた地方官がこれによって救われることもあった。したがって地方官も、積極的な輿論操作を行うようになったと述べる。

第3章「明末のある地方官と地方社会—嘉善県知県李陳玉—」は、第2章で述べた地方官と地方輿論との関係について、明末に嘉善県知県を勤めた李陳玉を具体例として詳述したものである。李陳玉は進士に合格したばかりの初任官であった。彼が人事の担当者たる上級機関を意識したのは当然であったが、それ以上に地方社会の輿論にも対応しなければならなかった。彼は離任するに先立ち、『考満事蹟冊』という文書を出版して自ら県下に配布した。それは、自らの地方官としての業績を地方社会に承認させようとする宣伝文書であった。このように輿論に向かって作成された文書、あるいは輿論を標榜する文書は、自薦・他薦を問わず明末の社会の中に広くゆきわたっていた、と述べる。

第4章「清代における考課制の定着過程」では、清朝の体制整備がなされる過程での考課制の位置づけについて検討する。清代の考課制が明代のそれと異なるのは、まず巡按御史の廃止となって現れる。巡按御史の廃止は、清代においては中央が地方官を一括して監察する方式を捨てたことを意味し、これにともなって地方の輿論が中央の人事決定に影響を与えることもなくなる。かわって総督・巡撫が権限を強化し、一省の人事もほとんどすべて彼らが行うことになる。それは外補制と呼ばれるものである。このような制度が導入されるに至った要因として、清代では官僚予備軍が明代よりもさらに増加し、もはや中央での一括運営では耐えきれないほどになっていたことと、行政の簡素化を図ったこととを指摘する。総督・巡撫の権限で膨大な官僚予備軍を任官させ、彼らを異動させることとなったため、任期は著しく短縮された。そこではもはや、任期短縮によってもたらされる地方行政の欠陥について、中央政府自らが解決しようとする努力が見られなくなる、と述べる。

「結論」では、以上の4章をまとめた上で、次のように結論づける。明代では州県官としてのあるべき姿が明確に示され、官僚制の内部でも地方社会でも共通にこれを理想としていた。このことと地方社会の輿論を中央へ吸い上げるチャンネルがあったこととは、一種の社会統合の機能を果たしていた。ところが外補制が導入され、総督・巡撫の権限によって一省内で頻繁な地方官の交替がなされるようになると、それまであった地方官と地方社会とを結びつけていた紐帯も喪失してゆく。清代の地方志に、ありきたりの名官僚もそれを作り上げようとする努力も見られなくなるのは、このためである。清代乾隆年間に外補制が採用されたことは、それまで人事考課制度自体が持っていた社会統合という機能を、みずから捨て去ったことを意味している。同時にそれは、当時が経済・政治・社会における全面的な危機に直面していたこととも現している。

## 論文審査の結果の要旨

中国では古来、官僚制度が発達し、官僚の選抜や勤務評価の制度のほか、彼らの不正行為や職務怠慢を取り締まる監察制度が独特の発達を遂げた。明代について見れば、地方官の監察のために巡按御史、巡撫御史が置かれていたことは、すでに周知のことである。また明代の人事考課制度が「考満」と呼ぶ年功序列的な勤務評価とともに、「考察」と呼ぶ不正や怠慢を糾弾する監察とから成り立っていたことも、概括的にはわかっていた。しかし考満と考察が併用されていたことの意味、州県官に対する地方の輿論と考課制との関係、清代に巡按御史が廃止され外補制と呼ばれる人事制度が導入される過程とその意味するものについては、これまで十分に論じられることがなかった。本論文は、明清時代の人事考課政策について、これを制度・理念そして現実という諸側面から明らかにしたものとして、高く評価できる。

本論文に示された創見としては、次のような点を挙げることができる。

まず本論文は、明代では考満という年功序列的な勤務評価の方法よりも、むしろ考察という降級、罷免を主目的とする方法に重点が移されていった趨勢について、初めてその原因を明らかにした。考満という制度は、3年を1任期とし、各官僚には最低3年間の任期を与えることを原則としている。ところが明代では学校と科挙が直結し、大量の官僚予備軍が生まれてくるため、彼らの任官要求とその後の昇進要求とを満たさざるをえず、考察の強化によっていわば強制的に人事異動をはかり、降級と罷免とによって人事の流動化をはからざるを得なかったとする。このような解釈は、論者によって初めて提出されたものであるが、この解釈の妥当性は、明代中頃に弾劾された者を統計に取ることによって補強されている。さらに論者は、このように考察が強化されて州県官の任期が短くなると、改めて考満支持論がおこり、明代ではこれが根強く主張され続けたことを初めて跡づけた。それとともに、有名な明末張居正による考成法についても、これを考満支持論の流れの1つであるとし、地方官の任期を長くすることによって責任の所在を明確化することにその目的があったと解釈した。以上の議論は、いずれも説得力に富むものである。

地方輿論と人事考課制との関係についても、論者は斬新な視点から議論を展開している。地方官僚の勤務評価が官僚制度の内部だけで完結せず、地方輿論も参考として加味され、これをくみ取るチャンネルがあったことは、おそらく中国文化の質に根ざすものであって、世界史上の官僚制度を考察する上で興味深い。論者はこの問題について、少なくとも明代には輿論が実際に人事異動に影響を与えていたことを示した。また地方官が離任するに際して、考績序・朝勤序などという贈る言葉が、地方の人々によって当時さかんに作られていたことに着目した。これら贈序文の多くは、これこそ地方の輿論であると標榜している。それは中央と次の赴任地の人々に対して当の地方官を保証し推薦するために作られただけでなく、当地方で様々な利害からなされる噂や誹謗に対抗して作られたものであった。このように当時「世評」に大きな意味があったとすれば、地方官自らがこれを大きく意識し、積極的な働きかけを行おうとするのは当然である。本研究はその一例として、浙省嘉善県知県であった李陳玉と、彼が世論工作のために出版し全県下に配布した『考満事蹟冊』を紹介した。そこでは、規定どおりに税を徴収せよとする中央の命令と、できるだけ負担を逃れたいとする地方の要望とに折り合いを付け、いかにして一地方官が輿論を味方に付けることができたかについて、これをリアルに描き出している。

さらに人事考課制における明代と清代との違いを明確にした。本論文によれば、明代に置かれていた巡按御史が清初に廃止されたことは、清朝が自らの人事制度の体系を定める課程での一つの分水嶺であった。確かに巡按御史の廃止にともなう一連の行政改革は、それまで地方と中央とを結びつけていた「言論」のチャンネルを閉ざすものであり、これによって地方官を評価する「輿論」の持つ意味はなくなってしまう。これにともなう州県官の人事は中央で決定するのではなく、各省レベルで総督・巡撫の自由裁量によって決定されるようになる。清代では総督・巡撫の権限が強化され、外補制という人事制度がとられていたことはすでに知られていたが、これを明代から続く人事考課制というより広い視野の中でとらえ、巡按御史の廃止にともなう一連の行政改革と関連して考察したのは、本論文をもって最初とする。清代の地方志にはありきたりの名官像すら見られなくなるという指摘も、これまでなされなかったことである。

このように本論文は数々の創見に富み、中国官僚制度史の研究に占める意義はすこぶる大きい。次のような問題があることも指摘しなければならない。たとえば明代以前の考課制度、なかでも宋元時代のそれについての言及がほとんどないため、本論文で示された事実がより広い中国考課制度史の中でどのような位置を占めるのかわかりにくい。また久任の制という地方官の任期を長くする制度が明末に採用されたことを初めて指摘したが、この制度がその後どのように運用されたのか明らかにしないために、この議論そのものの意味に疑問を抱かせる。しかしこれらの問題は、論者によって今後明らかにされるであろうと期待できる。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、平成9年2月21日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。